

重要事項説明書  
契約書  
個人情報使用同意書  
加算同意書

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者： \_\_\_\_\_ 株式会社 JMNS

事業所： \_\_\_\_\_ かなめ訪問看護ステーション



# 重要事項説明書

サービス種類	介護予防訪問看護、訪問看護（介護保険/医療保険）
--------	--------------------------

## 第1条 会社の概要

会社名	株式会社 JMNS		
代表者名	代表取締役 須賀 俊貴、代表取締役 吉田 香		
本社所在地	佐賀県小城市三日月町樋口 1292-10		
電話番号	0944-85-1058	FAX 番号	0944-85-1059

## 第2条 事業の目的

- 株式会社 JMNS（以下「本事業者」という）が設置するかなめ訪問看護ステーション（以下「本事業所」という）において実施する指定訪問看護及び介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とします。

## 第3条 運営方針

- 本事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持回復を目指します。
- 指定訪問看護は利用者の心身の特性を踏まえ、療養上妥当適切な支援を行います。また漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います。
- 本事業者は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

## 第4条 事業所の名称等

事業所 詳細	かなめ訪問看護ステーション 福岡県大川市大字郷原 290-7 TEL: 0944-85-1058 / FAX: 0944-85-1059
管理者	須賀 俊貴
相談責任者(第20条3項)	須賀 俊貴
指定年月日	令和6年11月1日

## 第5条 従業員の職種、員数及び職務内容

(令和7年2月1日現在)

	資格		常勤	非常勤	計
	保健師または看護師	その他			
管理者	保健師または看護師		1人		1人
サービス 従業者	リハビリ	看護師等(准看護師含む)	6人	0人	6人
		理学療法士	0人	0人	0人
		作業療法士	0人	0人	0人
		言語聴覚士	0人	0人	0人
事務職員			0人	0人	0人
合計			7人	0人	7人

- 管理者：保健師・看護師のいずれか1名
- 管理者は、指定訪問看護の事業が適切に行われるように管理・統括し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う
- 看護職員：常勤換算2.5名以上
- 理学療法士、作業療法士のサービス（在宅におけるリハビリテーション）の提供
- 看護補助者は看護師、理学療法士、作業療法士のサポート
- 主治医の指示書と訪問看護計画書に基づき指定訪問看護を行い、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

## 第6条 営業日および営業時間、サービス提供時間

	月曜日～金曜日	土曜日	日・祝日（平日除く）
営業時間 （窓口対応時間）	8:30～17:30	—	—
サービス 提供時間	8:30～17:30 この限りではない 365日・24時間		

## 第7条 指定訪問看護の内容、記録保存

本事業所で行う指定訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行います。

- ・ 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書を作成し、その主要な事項について、利用者又はその家族に説明し提供します。
- ・ 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護を行い、訪問看護報告書を作成します。
- ・ 必要に応じて保険医療福祉サービスと連携を図ります。
- ・ 本事業所は、主治の医師による指示の文書、訪問看護計画書、訪問看護報告書、サービス提供記録については、サービスの提供に係る保険給付支払の日から5年間、事故発生時の記録、市町村への通知及び苦情処理に関する記録については、その記録が完結してから2年間保存します。

## 第8条 利用料等

- ・ 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定受領サービスであるときは介護保険法が規定する額、なお健康保健法の診療報酬の額とします。指定訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、費用の内容および金額について別途定める料金表による説明を行います。

## 第9条 サービス提供地域

- ・ 通常の指定訪問看護の実施地域は小城市、佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、鳥栖市、基山町、大川市、柳川市、大木町、みやま市、大牟田市、筑後市、久留米市、広川町、八女市の区域。

## 第10条 緊急時等における対応

- ・ 指定訪問看護の実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

## 第11条 衛生管理等

- ・ 利用者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

## 第12条 苦情相談窓口

指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。

- ・ 本事業所は、提供した指定訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書、その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- ・ 本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

## ●法人お客様相談窓口

法人お客様相談窓口 電話番号 FAX番号 受付時間	株式会社 JMNS お客様相談窓口 担当者 須賀 俊貴 TEL : 0944-85-1058 FAX : 0944-85-1059 午前8時30分より午後17時30分まで(平日)
------------------------------------	--

## ●公的機関による苦情相談窓口

### 【福岡】

- ・ 福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口 092-642-7859
- ・ 大牟田市役所 長寿社会推進課 0944-41-2683
- ・ 八女市役所 介護長寿課介護サービス係 0943-23-2545
- ・ 筑後市役所 高齢者支援課介護保険サービス担当 0942-53-4115
- ・ 大川市役所 健康課介護保険係 0944-85-5222
- ・ みやま市役所 介護支援課介護保険係 0944-64-1555
- ・ 久留米市役所 介護保険課 0942-30-9206
- ・ 柳川市、大木町、広川町 福岡県介護保険広域連合 0944-75-6301

## 【佐賀】

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| ・佐賀県国保連合会苦情相談窓口    | 0952-26-1477 |
| ・佐賀市役所 高齢福祉課       | 0952-40-7284 |
| ・小城市役所 高齢障害福祉課     | 0952-73-8820 |
| ・神埼市役所 福祉健康課       | 0952-52-1111 |
| ・吉野ヶ里町役場 福祉課       | 0952-52-5111 |
| ・鳥栖市役所 社会福祉課       | 0942-85-3554 |
| ・基山町役場 健康福祉課       | 0942-92-7964 |
| ・上峰役場 健康福祉課        | 0952-52-7413 |
| ・みやき町役場 地域包括支援センター | 0942-89-3371 |

## 第 13 条 虐待の防止

事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ・ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ・ 虐待防止のための指針の整備、担当者の設置（虐待防止に関する責任者 吉田 香）
- ・ 虐待防止するための定期的な研修の実施。
- ・ 事業所はサービス提供中に当該事業所従業者、養護者、他事業所職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村へ通報します。

## 第 14 条 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、以下の措置を講じます。

- ・ 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ・ 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 第 15 条 キャンセル

- ・ 利用者がサービス利用の中止、キャンセルをする際には、すみやかに第 4 条で定める連絡先までご連絡下さい。

## 第 16 条 お支払い方法

- ・ 1 ヶ月ごとに利用者負担金およびその他の費用を請求し、お客様は原則として会社の指定する期日に指定口座への振り込みをお願いしています。
- ・ 利用者が希望する場合は、現金払いでお支払いいただくことも可能です。

## 第 17 条 連絡先の確認

- ・ サービスを提供するにあたり、利用者の連絡先および連絡相談の窓口となられる家族の方の連絡先を確認させていただきます。

## 第 18 条 受給資格等の確認

- ・ サービス開始時および更新等の必要時、被保険者証、マイナ保険証、公費等の確認をさせていただきます。

## 第 19 条 秘密保持

- ・ 業務上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密および個人情報を、利用者または第三者の生命身体等の危険防止の為など正当な理由がある場合を除いて契約期間中および契約終了後、また職員については退職後も第三者に漏らすことはありません。
- ・ あらかじめ文章等により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず居宅介護支援事業者等との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を利用できるものとします。

# サービス利用料金の説明

この料金表は介護保険法・健康保険法に基づき作成しています（令和6年6月1日現在）

・介護保険の被保険者で、要支援及び要介護の認定を受けて、主治医が介護予防訪問看護及び訪問看護の必要を認めた場合

《要支援》1割または所得によって2割、3割の負担となります。

介護予防訪問看護		単位	利用者負担額		
			1割(円)	2割(円)	3割(円)
予防訪問看護看護Ⅰ2（30分未満）		451	451	902	1353
予防訪問看護看護Ⅰ3（30分以上60分未満）		794	794	1588	2382
予防訪問看護Ⅰ4（60分以上90分未満）		1090	1090	2180	3270
《要介護》1割または所得によって2割、3割の負担となります。					
訪問看護		単位	利用者負担額		
			1割(円)	2割(円)	3割(円)
訪問看護看護Ⅰ2（30分未満）		471	471	942	1413
訪問看護看護Ⅰ3（30分以上60分未満）		823	823	1646	2469
訪問看護Ⅰ4（60分以上90分未満）		1128	1128	2256	3384
《その他の加算料金》					
訪問看護		単位	利用者負担額		
			1割(円)	2割(円)	3割(円)
特別管理加算	(Ⅰ)	500	500	1000	1500
	(Ⅱ)	250	250	500	750
ターミナルケア加算		2500	2500	5000	7500
複数名訪問看護加算（30分未満）		254	254	508	762
複数名訪問看護加算（30分以上）		402	402	804	1206
長時間訪問看護加算		300	300	600	900
初回加算	(Ⅰ)	350	350	700	1050
	(Ⅱ)	300	300	600	900
退院時共同指導加算		600	600	1200	1800
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)		600	600	1200	1800
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)		574	574	1148	1722
看護体制強化加算	(Ⅰ)	550	550	1100	1650
	(Ⅱ)	200	200	400	600
	介護予防	100	100	200	300
サービス提供体制強化加算		6	6	12	18

・医療保険

主治医が訪問看護の必要を認めた場合

- ①介護保険の対象でない（非該当）方
- ②介護保険の利用者のうち、厚生労働省大臣が認めた疾患や状態の方
- ③精神科訪問看護の対象となった方

《負担額計算方法》①管理療養費+②基本療養費（医療もしくは精神医療）+③加算（該当項目のみ）  
 自立支援医療（精神通院）対象の方は1割負担（限度額上限あり）

《①管理療養費 医療・精神医療》

管理療養費		利用料金 (円/回)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護管理療養費（月初日の訪問の場合）		¥7,670	767	1534	2301
訪問看護管理療養費 （月の2日目以降の訪問の場合）	訪問看護管理療養費1	¥3,000	300	600	900
	訪問看護管理療養費2	¥2,500	250	500	750

※当事業所は訪問看護管理療養費1の施設基準となります

《②基本療養費 医療》

基本療養費 項目		利用料金 (円/回)	利用者負担額			
			1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費Ⅰ（1日につき）	看護師 週3日まで	¥5,550	555	1110	1665	
	看護師 週4日以降	¥6,550	655	1310	1965	
	准看護師 週3日まで	¥5,050	505	1010	1515	
	准看護師 週4日以降	¥6,050	605	1210	1815	
訪問看護基本療養費Ⅱ（1日につき） ※同一建物への訪問	看護師	3日目まで/週	¥5,550	555	1110	1665
		4日目以降/週	¥6,550	655	1310	1965
	同一日2人	3日目まで/週	¥2,780	278	556	834
		4日目以降/週	¥3,280	328	656	984
	同一日3人以上	3日目まで/週	¥5,050	505	1010	1515
		4日目以降/週	¥6,050	605	1210	1815
	准看護師	3日目まで/週	¥2,530	253	506	759
		4日目以降/週	¥3,030	303	606	909
訪問看護基本療養費Ⅲ 在宅療養に備えた一時的な外泊時	入院中に1回※厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回	¥8,500	850	1700	2550	

《②基本療養費 精神医療》

基本療養費 項目			利用料金	利用者負担額			
				1割	2割	3割	
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	看護師 週3日まで	30分以上	¥5,550	555	1110	1665	
		30分未満	¥4,250	425	850	1275	
	看護師 週4日以降	30分以上	¥6,550	655	1310	1965	
		30分未満	¥5,100	510	1020	1530	
	准看護師 週3日まで	30分以上	¥5,050	505	1010	1515	
		30分未満	¥3,870	387	774	1161	
准看護師 週4日以降	30分以上	¥6,050	605	1210	1815		
	30分未満	¥4,720	472	944	1416		
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (1日につき) ※同一建物への訪問	看護師 同一日 2人	3日目まで/週	30分以上	¥5,550	555	1110	1655
			30分未満	¥4,250	425	850	1275
		4日目以降/週	30分以上	¥6,550	655	1310	1965
			30分未満	¥5,100	510	1020	1530
	看護師 同一日 3人以上	3日目まで/週	30分以上	¥2,780	278	556	834
			30分未満	¥2,310	213	426	639
		4日目以降/週	30分以上	¥3,280	328	656	984
			30分未満	¥2,550	255	510	765
	准看護師 同一日2 人	3日目まで/週	30分以上	¥5,050	505	1010	1515
			30分未満	¥3,870	387	774	1161
		4日目以降/週	30分以上	¥6,050	605	1210	1815
			30分未満	¥4,720	472	944	1416
	准看護師 同一日3 人以上	3日目まで/週	30分以上	¥2,530	253	506	759
			30分未満	¥1,940	194	388	582
		4日目以降/週	30分以上	¥3,030	303	606	909
			30分未満	¥2,360	236	472	708
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ ※在宅療養に備えた外泊時	入院中に1回 ※厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回		¥8,500	850	1700	2550	

※30分未満の訪問については、医師の指示（短時間訪問の必要性あり）が必要となります

《③加算 医療・精神医療》

加算 項目	利用料金	利用者負担額				
		1割	2割	3割		
難病等複数回訪問看護加算	2回/1日訪問	¥4,500	450	900	1350	
	3回以上/1日訪問	¥8,000	800	1600	2400	
緊急訪問看護加算	1日につき（月14日目まで）	¥2,650	265	530	795	
緊急訪問看護加算	1日につき（月15日目以降）	¥2,000	200	400	600	
長時間訪問看護加算（90分超）	1日/週	¥5,200	520	1040	1560	
複数名訪問看護加算	①看護師2人以下	1日に1回	¥4,500	450	900	1350
	②看護師と准看護師	1日に1回	¥3,800	380	760	1140
		1日に2回	¥3,000	300	600	900
	③看護師と看護補助者	1日に2回	¥6,000	600	1200	1800
1日に3回以上		¥10,000	1000	2000	3000	
退院支援指導加算	退院日の翌日以降初日に加算	¥6,000	600	1200	1800	
	※長時間（90分以上）の場合	¥8,400	840	1680	2520	
退院時共同指導加算	退院日の翌日以降初日に加算	¥8,000	800	1600	2400	
在宅患者連携指導加算	1回あたり（月1回まで）	¥3,000	300	600	900	
在宅患者緊急等カンファレンス加算	1回あたり（月2回まで）	¥2,000	200	400	600	
特別管理加算	1月あたり	¥2,500	250	500	750	
	1月あたり（重症度が高い利用者）	¥5,000	500	1000	1500	
夜間・早朝訪問看護加算 夜18時～22時まで/早朝6時～8時まで	1回につき	¥2,100	210	420	630	
深夜訪問看護加算 22時～6時まで	1回につき	¥4,200	420	840	1260	
訪問看護情報提供療養費1.2.3	月1回	¥1,500	150	300	450	
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	死亡月1回	¥25,000	2500	5000	7500	
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	死亡月1回	¥10,000	1000	2000	3000	
看護・介護職員連携強化加算	月1回	¥2,500	250	500	750	
特別地域訪問看護加算	所定額の50%	—	—	—	—	
訪問看護医療DX情報活用加算	1月あたり	¥50	5	10	15	
24時間対応体制加算	1月あたり（24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合）	¥6,800	680	1360	2040	
	1月あたり	¥6,520	652	1304	1956	

《③加算 精神医療》

加算 項目	利用料金	利用者負担額				
		1割	2割	3割		
精神科複数回訪問加算	1日2回	¥4,500	450	900	1350	
	1日3回以上	¥8,000	800	1600	2400	
精神科緊急訪問看護加算	1日につき（月14日目まで）	¥2,650	265	530	795	
精神科緊急訪問看護加算	1日につき（月15日目以降）	¥2,000	200	400	600	
長時間精神科訪問看護加算（90分超）	1日/週	¥5,200	520	1040	1560	
複数名精神科訪問看護加算	①看護師2人以下	1日に1回	¥4,500	450	900	1350
		1日に2回	¥9,000	900	1800	2700
		1日に3回以上	¥14,500	1450	2900	4350
	②看護師と准看護師	1日に1回	¥3,800	380	760	1140
		1日に2回	¥7,600	760	1520	2280
		1日に3回以上	¥12,400	1240	2480	3720
③看護師と看護補助者もしくは精神保健福祉士が同行	¥3,000	300	600	900		
精神科重症患者支援管理連携加算イ	月1回	¥8,400	840	1680	2520	
精神科重症患者支援管理連携加算ロ	月1回	¥5,800	580	1160	1740	

※尚、診療報酬改定に伴い金額が変動する事がございますので予めご了承下さい。

《保険適用外サービス》

保険適用外の利用料金	ご利用料金（消費税別）	適用となる場合
営業日外の訪問看護	1回につき ¥1,000	営業日外での訪問看護利用時
死後の処置	1回につき ¥20,000	訪問看護サービス利用者のみ
交通費	¥0	交通費は発生しません



訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 佐賀県小城市三日月町樋口 1292-10  
事業者名 株式会社 JMNS  
代表取締役 須賀 俊貴、代表取締役 吉田 香 印

説明日：令和 年 月 日

説明者：

私は本書面を受領し、上記内容の説明を受け重要事項内容に同意します。

令和 年 月 日

利用者 印  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印（代筆 \_\_\_\_\_）

家族の代表等（家族以外の利用者代理人および署名代行の場合も含みます。）

印  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印（続柄 \_\_\_\_\_）



# 契約書

## 契約サービス

サービス種類	介護予防訪問看護、訪問看護（介護保険／医療保険）
--------	--------------------------

様（以下、「利用者」という）と株式会社JMNS（以下、「事業者」という）は、事業者が利用者に対して提供する在宅サービス（以下、「サービス」という）について、次のとおり契約（以下、「本契約」という）を締結します。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法および健康保険法等の関係法令および本契約に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、上記契約サービスを提供するものとします。

### 第2条（契約期間）

- 本契約の有効期限は、下記の通りとします。
  - 介護保険適用の場合、契約締結日から要介護または要支援（以下、「要介護」という）認定の有効期限満了日までとします。
  - 医療保険適用の場合、契約締結日から1年間とします。
  - 介護保険と医療保険の両方を適応する場合は期間の長い方を有効期間とします。
- 本契約の有効期間満了の7日前までに、利用者から契約終了の申し出がなく、かつ第9条（契約の終了）に定める事項に該当しない場合は、本契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後も同様とします。

### 第3条（サービス内容）

本契約にかかわるサービス内容は、介護保険法令および健康保険法令等に定めるサービス内容の中から、各種サービス計画等に基づき、選択されたサービス内容を提供するものとします。サービス内容の詳細は、当該サービス重要事項説明書に定めるとおりとします。

### 第4条（本契約以外のサービス提供）

本契約で提供するサービスは、介護保険（介護給付・予防給付）および医療保険の適応されるサービスとなり、本契約以外のサービスを提供する場合は、新たにサービス種類ごとに契約を締結することとします。

### 第5条（サービス利用料金）

- サービス利用料金は、本契約にかかわる介護保険法令に定める介護報酬および医療保険の診療報酬に準拠した金額およびその他の費用となります。サービス利用料金の詳細は、サービス重要事項説明書のとおりとします。
- 本契約の有効期間中、介護保険法および健康保険法等の改正、または、その他理由によるサービス利用料金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、事業者は、法令等改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期および改定後の金額を通知します。

### 第6条（キャンセル）

利用者は、事前に事業所に連絡することにより、予定されたサービスの利用をキャンセルすることができます。

### 第7条（利用者の解約権）

- 利用者は、事業者に対していつでも1週間以上の予告期間をもって解約することができます。
- 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合および本契約に違反した場合には、直ちに本契約を解約することができます。

### 第8条（事業者の解約権）

- 事業者は、利用者または家族との協力関係を保つことができなくなった場合、もしくは利用者または家族から法令に違反する要求がなされた場合等で、本契約の継続が困難となった場合には、利用者に対し、原則として1ヶ月前までに、その理由等を記載した書面告知または口頭にて解約をすることができます。
- 事業者は、利用者が正当な理由なく会社に支払うべきサービス利用料金を1ヶ月分以上滞納した場合には、1ヶ月以上の期間を定めてその支払いを催促し、期間満了までに支払わないときは、書面により本契約を解約することができます。
- 事業者は、利用者が事業者またはその職員の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、またはその可能性があるなど、本契約を継続し難い事情が認められる場合には、本契約を解約することができます。
- 事業者は、本契約を解約する場合には、利用者の心身の状況および希望等に応じて他の同種サービス事業所等を紹介するよう努めるものとします。

- 5 事業者が本条の規定に基づき本契約を解約する場合においても、利用者は既に提供を受けたサービスにかかる利用料金の支払は必要です。

#### 第9条 (契約の終了)

本契約は、次のいずれかに該当した場合、本契約は終了するものとします。

- 1 利用者から第2条2項に基づいた本契約を終了する意思表示があり、契約期間が終了した場合
- 2 第7条もしくは、第8条に基づき本契約が解約された場合
- 3 利用者がサービスを受けられない施設等に入所するなどにて、相当期間以上にわたり本契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合
- 4 利用者の介護保険および医療保険の利用の適用が満たさなくなった場合
- 5 利用者が死亡した場合
- 6 事業者が指定サービス事業の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- 7 事業者が本契約にかかる事業を譲渡または撤退した場合

#### 第10条 (苦情対応)

- 1 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでもサービス重要事項説明書に記載されている窓口で苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の相談責任者およびその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が苦情の申し立てを理由として、何らの不利益な取扱いはしません。

#### 第11条 (損害賠償)

- 1 事業者は、サービスの提供に当たって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合、および秘密保持の違反により損害を与えた場合には、その損害賠償をします。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。
- 2 利用者は、故意または過失により、当事業所の設備または備品について通常の保守および管理の程度を越える補修等が必要となったときは、その費用を負担するものとします。また、利用者は、利用者の責に帰すべき事由により、事業者またはその職員または他の利用者の生命、身体、財産または信用に損害を及ぼした場合には、その損害賠償の責任を負うものとします。

#### 第12条 (天災等不可抗力)

- 1 本契約の有効期間中、地震、噴火その他天災等、事業者の責に帰すべからざる事由により、サービスを提供することができなくなった場合には、事業者は、利用者に対してサービスを提供する義務を負わないものとします。
- 2 前項の場合においても、利用者は既に利用されたサービスについては、所定のサービス料金を事業者を支払うものとします。

#### 第13条 (秘密保持)

- 1 事業者は、業務上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密および個人情報を、利用者または第三者の生命、身体等の危険防止の為など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中および契約終了後、また職員については退職後も第三者に漏らすことはありません。
- 2 前項の規定に関わらず、あらかじめ文書により同意を得た場合は、一定の条件の下で情報は提供することができます。

#### 第14条 (利用者代理人)

- 1 利用者代理人は、原則として家族を代表するものとし、利用者の意向を尊重する者となります。
- 2 利用者代理人は、利用者と連帯して、事業者に対する料金の支払いを含めた一切の責務についての責任を負うものとします。
- 3 利用者代理人に関して、事業者が認める場合に限り、選任しない場合もあるものとします。

#### 第15条 (合意管轄)

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の本社所在地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意するものとします。

#### 第16条 (契約外条項)

本契約および介護保険法および健康保険法等の関係法令で定められていない事項は、その法令の趣旨を尊重し、利用者との協議により定めます。

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて契約書の内容を説明しました。

事業者

所在地 佐賀県小城市三日月町樋口 1292-10  
事業者名 株式会社 JMNS  
代表取締役 須賀 俊貴、代表取締役 吉田 香 印

説明日：令和 年 月 日

説明者：

私は本書面を受領し、上記内容の説明を受け契約内容に同意します。

令和 年 月 日

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印（代筆 \_\_\_\_\_）

家族の代表等（家族以外の利用者代理人および署名代行の場合も含みます。）

家族氏名 \_\_\_\_\_ 印（続柄 \_\_\_\_\_）



# 個人情報使用同意書

## 個人情報の利用目的

1. 会社は利用者等、介護支援専門員、相談支援専門員から収集した利用者の個人情報を次の目的で使用いたします。
  - (1) 訪問看護サービスの提供のため
  - (2) サービス提供にあたって利用者またはその代理人に対して確認連絡などを行うため
  - (3) 会社の保険請求・経理事務、業務・経営分析のため
  - (4) サービスの質の向上のための資料作成、社内研修のため
  - (5) 会社が提供するその他の関連サービスを案内するため
2. 個人情報を使用する期間  
居宅サービス契約書第2条に定める契約期間及び法令の定めるところによる当該契約の解約又は解除後の書類保存期間に相当する期間使用します。
3. 個人情報の提供  
会社は円滑にサービスを提供する目的で医療機関、介護支援専門員、相談支援専門員へ利用者の個人情報を提供いたします。また、会社は外部実習生の受け入れのため、収集した個人情報を外部実習生に開示することがあります。  
その他「個人情報の保護に関する法律」第二十三条に定められている以下の場合を除いて、会社は利用者等の同意を得ずに、第三者に個人情報を提供することはありません。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき上記個人情報の提供にあたって、提供する情報は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払います。
4. その他  
利用者等からサービス提供に必要な個人情報をいただけない場合、サービスの一部又は全部が提供できないことがあります。利用者は、1.の(5)について同意を拒否することができます。  
会社は、個人情報を個人の特定できない統計情報に加工し、行政機関、調査機関、提携会社等にその統計情報を提供することがあります。

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて個人情報使用同意書の説明を行いました。

事業者 所在地 佐賀県小城市三日月町樋口 1292-10  
事業者名 株式会社 JMNS  
代表取締役 須賀 俊貴、代表取締役 吉田 香 印

説明日：令和 年 月 日

説明者：

私は本書面を受領し、上記内容の説明を受け個人情報の使用に同意します。

令和 年 月 日

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印（代筆 \_\_\_\_\_）

ご家族氏名 \_\_\_\_\_ 印（続柄 \_\_\_\_\_）

(株)JMNS



# 加算同意書

下記の加算算定に同意する場合には、「同意します」に○記載、押印をお願い致します。

## 1. 介護保険適用の場合

緊急時訪問看護加算・緊急時介護予防訪問看護加算 【同意します】 印  
特別管理加算Ⅰ、Ⅱ・ターミナルケア加算 【同意します】 印

## 2. 医療保険適用の場合

(1) 24時間対応体制加算 【同意します】 印  
(2) 訪問看護情報提供療養費 【同意します】 印  
(3) 複数名訪問看護加算(看護師等・看護補助者) 【同意します】 印

## 3. 理学療法士等のリハビリテーションについて

理学療法士等による訪問サービスは、看護職員の代わりに  
させる訪問となります。また、利用開始時や状態変化時に  
合わせて看護師の定期的な訪問が必要になります。 【同意します】 印

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて加算同意書の説明を行いました。

事業者 所在地 佐賀県小城市三日月町樋口 1292-10  
事業者名 株式会社 JMNS  
代表取締役 須賀 俊貴、代表取締役 吉田 香 印

説明日：令和 年 月 日

説明者：

私は本書面を受領し、上記内容の説明を受け加算に同意します。

令和 年 月 日

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印 (代筆 \_\_\_\_\_)

ご家族氏名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄 \_\_\_\_\_)